

むつ市議会第230回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成28年12月20日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例
- 第2 議案第71号 むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会条例
- 第3 議案第72号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 第4 議案第73号 むつ市税条例等の一部を改正する条例
- 第5 議案第74号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第75号 むつ市住居表示審議会条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第76号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第77号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第78号 むつ市かまふせビレッジ条例を廃止する等の条例
- 第10 議案第79号 むつ市中心市街地活性化審議会条例を廃止する条例
- 第11 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第81号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第83号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢の指定管理者を指定するためのもの)
- 第15 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外3施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第16 議案第85号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第17 議案第86号 市道路線の認定について
- 第18 議案第87号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第19 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第20 議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第21 議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第22 議案第96号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第23 議案第97号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第24 議案第98号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第25 議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第26 議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第27 議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第28 議員提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	菊 池 光 弘
12番	岡 崎 健 吾	13番	鎌 田 ちよ子
14番	佐 賀 英 生	15番	大 瀧 次 男
16番	半 田 義 秋	17番	富 岡 修
18番	斉 藤 孝 昭	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（2人）

10番	東 健 而	19番	富 岡 幸 夫
-----	-------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
総務政 策 長	川 西 伸 二	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 整 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	光 野 義 厚
保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹	保 福 健 推 進 監	井 田 敦 子
経 済 部 長	高 橋 聖	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆
協 庁 協 庁 管 理 課 長	畑 中 誠	会 管 総 政 理 出 納 室 長	山 本 宏 子

選挙管理委員会
 事務局長
 農委事務局
 事務局長
 営企業長
 公局下部道長
 総政総務課
 務部長
 総政総務主任
 策務主任
 総政総務主任
 策務主任

杉 山 重 行
 工 藤 初 男
 萬 年 茂 昭
 須 藤 勝 広
 栗 橋 恒 平
 佐 藤 貴 昭

監査委員
 事務局員
 教育部長
 総政推進
 策務部長
 財務課長
 総政総務
 策務課長

竹 山 清 信
 金 澤 寿 々 子
 村 田 尚
 吉 田 真
 中 村 善 光

事務局職員出席者

事務局長
 主任幹事
 主任査事

柳 田 諭
 小 林 睦 子
 葛 西 信 弘

次 長
 主任査事
 主任査事

東 雄 二
 村 口 一 也
 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月8日、本会議前の議会運営委員会において全議員から提出のありました地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書については、本日この後議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

次に、12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第27 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例から、日程第27 議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条

例までの27件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第73号、議案第80号、議案第85号、議案第87号から議案第90号まで、議案第99号及び議案第100号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第73号 むつ市税条例等の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法及び所得税法等の一部改正に伴い関連する事項について改正するもので、個人市民税の医療費控除に一定の医薬品を購入した場合の特例が新設されたこと、個人及び法人市民税の修正申告等における延滞金の計算期間の見直し、外国人等に関わる利子所得及び配当所得に係る個人市民税等の課税の特例が追加されたことが主な改正点であるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第80号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市下北自然の家を行う指定管理者に一般財団法人むつ市教育振興会を指定するためのもので、指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3

力年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、同法人理事長の報酬額、監査方法及び理事長に訴訟があった場合の市の対応について質疑があり、理事者側から、報酬額については同法人の役員報酬の規程により月額28万円で、監査方法については指定管理料を支払う立場から市の監査が数年に1度行われる。訴訟があった場合の対応については、あくまでも同法人の判断になるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第85号 青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、同組合において共同処理している事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に平成29年4月1日から当市が加わることに伴い、規約を変更するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、事務処理の方法について質疑があり、理事者側から、業務の中で情報連携等のやりとりはあっても、業務を移管すると全ての事務は同事務組合が主導して行うとの答弁がありました。

次に、議案第87号から議案第90号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。理事者側から、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加えるなど、それぞれの定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護のための休暇に関する制度の拡充等をするためのものであり、介護休暇の取得可能期間を分割して取得できること

となったことが主な改正点であるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正による影響をどのように考えているかとの質疑があり、理事者側から、育児休業及び介護休暇を必要とする職員が、これまでよりも取得しやすい環境になると考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、休業の取得状況について質疑があり、理事者側から、育児休業については取得者が多いが、介護休暇については年に1、2名程度であるとの答弁がありました。

次に、議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正による影響について質疑があり、理事者側から、養子縁組里親へ委託されている子等の範囲の拡充になるが、現在のところそういう形で休業取得となる対象者はいないとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで総務教育常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第70号から議案第72号まで、議案第75号から議案第77号まで、議案第79号、議案第83号、議案第84号、議案第86号、議案第98号及び議案第101号について、産業建設常任委員長長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 濱田栄子議員登壇）

○24番（濱田栄子） 産業建設常任委員会に付託されました議案12件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部局長等の出席を

求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例についてであります。理事者側から、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、選挙による委員の定数条例を廃止し、新たに農業委員の定数を19人に定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、これまでの農業委員は選挙区や農業団体及び議会推薦を得て構成されていたが、新たな農業委員はどのように選任されるのかとの質疑があり、理事者側から、これまでの公選制による選挙区としてむつ地区を第1選挙区、川内、大畑、脇野沢地区を第2選挙区として22名、農業団体及び議会推薦で各4名の合計30名で構成されていたが、今後はこれまでの公選制、議会推薦制等が廃止され、新たな農業委員は、市町村長が農業者や農業者が組織する団体及びその他関係者に対して候補者の推薦や自らの応募を求めるとともに、議会の同意を得て19名を任命することになるが、その過半数の10名は認定農業者でなければならないとの答弁がありました。

また別の委員から、地区によって集中する可能性があり、任命されない地区もあるのではないかと質疑があり、理事者側から、農業者が組織する団体等からの推薦には町内会も含まれているが、団体等からの推薦、自らの応募がなければ任命されない地区が出る可能性もあるとの答弁がありました。

次に、議案第71号 むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会条例についてであります。理事

者側から、農業委員の任命過程の公平性、透明性を確保するため、推薦を受けた者、募集に応じた者の数が定数を超えた場合、その他必要と認める場合において、農業委員の候補者の選考を行い、市長に答申するための委員候補者選考委員会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、選考委員8名の内訳について質疑があり、理事者側から、農業等に関する識見を有する者が1名、農業関係団体が推薦する者が2名のほか、地域の意見をより広く聴くため合併前の旧4地区からも人選することとし、また新たな農業委員の年齢、性別に偏りが生じないよう配慮しなければならないことから選考委員に女性委員を含めることとし、市長が必要と認める者を5名としているとの答弁がありました。

次に、議案第72号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてであります。理事者側から、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、農地利用最適化推進委員の職務は従来の農業委員の職務に含まれていなかったのかとの質疑があり、理事者側から、農業委員についてはこれまでの職務と変わりはないが、農地利用最適化推進委員は担当地域における農地等の利用の最適化の推進のために現場活動を行うことになるとの答弁がありました。

次に、議案第75号 むつ市住居表示審議会条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市議会からの通知を踏まえ、むつ市住居表示審議会の委員にむつ市議会の議員を選出しないこととするため条文整備するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第76号 むつ市下水道条例の一部を

改正する条例についてであります。理事者側から、各処理区の負担の公平を図るため、市内の各地区で異なる下水道使用料の額を段階的に改定し、むつ地区の額に統一するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、下水道使用料の統一が遅れた理由について質疑があり、理事者側から、平成21年度及び平成24年度の2度にわたり下水道使用料の統一について審議会に諮問したが、水道料金の統一がなされていないこと及び消費税率の引き上げ等の理由によりこれまで統一できなかったとの答弁がありました。

次に、議案第77号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、前議案同様に、各処理区との負担の公平を図るため、脇野沢寄浪・蛸田地区及び九艘泊地区の2地区の漁業集落排水処理施設使用料の額を段階的に改定し、下水道使用料の額に統一するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第79号 むつ市中心市街地活性化審議会条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、むつ市中心市街地活性化協議会の意見を聴くこととし、むつ市中心市街地活性化審議会を廃止するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第83号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市マリンハウス脇野沢の管理を行う指定管理者に脇野沢村漁業協同組合を指定するためのもので、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、前回はむつ市脇野沢流通センターも含む指定管理としていたが今後の管理はどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、

むつ市脇野沢流通センターについては5月に開催した指定管理者移行検討会において直営で行うと判断されたとの答弁がありました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の管理を行う指定管理者にむつ市川内町商工会を指定するためのもので、指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理者の応募がなかった場合に行政側から依頼をする指定の方法、指定管理の扱いについて検討が必要ではないかとの質疑があり、理事者側から、それぞれの施設において課題があると思われることから、庁内における指定管理者移行検討会等において議論していきたいとの答弁がありました。

なお、複数の委員から、議案第83号及び議案第84号については、選定理由に指摘事項が含まれていること、非公募及び公募をしても応募がなかった場合は業務委託とするべきなど、多くの指定管理において指定管理者制度の本質から外れているため、今後は十分に指定団体と協議を重ねるとともに指摘事項が改善されるよう、指定管理者移行検討会等において検討していただきたいとの要望がありました。

次に、議案第86号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、開発行為により市に帰属した2路線、0.2キロメートルを市道として認定するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第98号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、職員の配置替え等による人件費の増加に伴い500万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を14億3,017万8,000円とするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑

等はありませんでした。

次に、議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これにて産業建設常任委員長長の報告を終わります。

次は、議案第74号、議案第78号、議案第81号、議案第82号、議案第96号及び議案第97号について民生福祉常任委員長長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（22番 中村正志議員登壇）

○22番（中村正志） 民生福祉常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第74号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、所得税法等の一部改正に伴い、日本と台湾との間における利子、配当等の所得に関する税の取り扱いについて国民健康保険税の課税や軽減判定に反映させるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第78号 むつ市かまふせビレッジ条例を廃止する等の条例についてであります。理事者側から、来年3月31日をもってむつ市かまふせビレッジを廃止し、センターハウスをむつ市釜臥山スキー場の施設として管理するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、廃止となるテニスコート及びバンガローの利用件数について質疑があり、理事者側から、直近5年間の年間利用者数はテニスコートが約300人前後、バンガローが約400人前後で推移しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、施設の廃止に当たり指定管理者や施設利用者に対し説明をする機会を設けたのかとの質疑があり、理事者側から、現在の指定管理者と協議をしたほか、5月から10月にかけて施設利用者、学校、一般市民に対し説明をしてきたとの答弁がありました。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ運動公園外1施設の管理を行う指定管理者に特定非営利活動法人むつ市体育協会を指定するためのもので、指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ運動公園の一角にあるむつ運動公園交通広場を指定管理から外すのは効率的ではないと以前から指摘しているにもかかわらず、今回も指定管理の対象としていない理由について質疑があり、理事者側から、交通広場は今年度から原則として土曜日、日曜日のみの利用としているため、指定管理者側から人員配置の調整が困難であるとの申し入れがあり、行政サービスとしての費用対効果を勘案した結果、指定管理の対象としていないとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、同じ敷地内にあるこれらの2つの施設を併せて指定管理をしていくことについて、今後も一層検討していただきたいとの要

望がありました。

次に、議案第82号 指定管理者の指定についてありますが、理事者側から、むつ市介護老人保健施設やげんの管理を行う指定管理者に医療法人章士会を指定するためのもので、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年としているとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第96号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、理事者側から、高額薬剤が認可されたことなどによる高額療養費の増額、制度改正による後期高齢者支援金や介護納付金の決算見込みにより2,524万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を85億124万5,000円とするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第97号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてありますが、理事者側から、介護保険制度の改正に伴う介護保険事務処理システムの改修により372万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を62億4,549万6,000円とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、介護保険制度が改正されるたびにシステム改修をする必要があるのかとの質疑があり、理事者側から、全てではないが介護保険料や給付の負担割合、所得による階層区分に関する制度改正などがあった場合はシステム改修が必要になってくるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました27議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第70号

○議長（浅利竹二郎） まず、議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第70号 むつ市農業委員会の委員の定数を定める条例に対し、反対討論を行います。

本案は、昨年の国会で成立した農業委員会等に関する法律の改正を受けたものであります。農業委員のこれまでの農民による公選制を廃止して、農民の代表でなく市町村長が任命する任命制に変更することや、その農業委員の定数を少なくし、むつ市では30名が19名、農地の大規模化を進める農地利用最適化推進委員を新設するものであります。市長の要請に従って仕事をするスタッフとなり、農家農民の代表として農地についての意見の公表、他の行政庁への建議等が削除され、農家農

民の代表という立場や民主主義が後退するものとなっております。

事務局長の答弁にありましたように、むつ市におかれましては、今までと同様の位置づけで農業委員会を運営してくださることを切に願い、本案に反対いたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第70号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者2人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第71号 むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第71号 むつ市農業委員会の委員候補者選考委員会条例に対し、反対討論を行います。

前議案と同様の理由で反対をいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第71号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者2人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第72号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第72号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第72号 むつ市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に対し、反対討論を行います。

議案第70号と同様の理由で反対をいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第72号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第73号 むつ市税条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第74号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第75号 むつ市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第76号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 議案第76号について反対討論をします。

本案は、市内の各地区で異なる下水道使用料の額を段階的に改定し、むつ地区の額に統一するものという提案理由で、旧むつ市以外の大畑町、川内町、脇野沢村の下水道料金を一番高い旧むつ市に合わせて値上げする議案です。

平成29年6月分から平成31年5月分まで段階的に旧3町村の下水道料金を値上げし、平成29年度は平成27年度比で総額580万円の市民負担増となります。これは、合併からくる調整によるもので、サービスは低く、負担は重くなる施策に旧町村の市民は暮らしの不安を大きくしています。

年金は下がり、さまざまな社会保障制度の改悪が続く中で、むつ市政のこの間の各種手数料、使用料の値上げ、ごみ袋の値上げを含む改定に続くこの議案は市民の生活を追い詰めるものであり、賛成することができません。

以上の理由で本案に反対いたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第76号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第77号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 議案第77号について反対討論をいたします。

本案は、脇野沢地区の漁業集落排水処理施設使用料の額を平成31年5月まで段階的に改定し、下水道使用料の額に統一するため、これも合併前に一番高いむつ市の使用料に合わせて値上げする議案です。

平成29年度は平成27年度比で年間5万5,000円の増額で、市民負担増となります。

市民の暮らしが大変なとき、一番高い使用料に合わせるとこの議案に反対いたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第77号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第78号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第78号 むつ市かまふせビレッジ条例を廃止する等の条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第79号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第79号 むつ市中心市街地活性化審議会条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第80号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第81号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第81号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に

対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第82号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第82号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第83号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第83号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市マリンハウス脇野沢の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第84号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外3施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第85号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第86号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第86号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対

し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第87号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第87号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第88号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏

形成協定の一部を変更するためのものではありません。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加える等、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第96号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第96号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第97号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第97号 平成28年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第98号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第98号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第99号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第99号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第100号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第100号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第101号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第101号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第28 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第3号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第28 議員提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番佐賀英生議員。

(14番 佐賀英生議員登壇)

○14番(佐賀英生) 議員提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸問題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言などを行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣としたいと思っております。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（浅利竹二郎） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第230回定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会